

見附市告示第116号

見附市空き店舗等情報登録制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月27日

見附市長 稲田 亮

見附市空き店舗等情報登録制度要綱の一部を改正する要綱

見附市空き店舗等情報登録制度要綱（平成19年見附市告示第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「おおむね新町商店街、本町商店街、本町中央商店街、今町商店街」を「見附市まちなか賑わい事業支援補助金交付要綱（平成19年見附市告示第61号）第3条第1号のウに定めるエリア」に改め、同条第4号中「及び新潟県商工会連合会の機関紙等」を削る。

第4条第1項中「（以下「申込者」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条中「前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（この要綱において「空き店舗等登録者」という。）」を「空き店舗等登録者」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第6条中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、「するとともに、その旨を当該空き店舗等登録者に通知（様式第4号）」を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「及び新潟県商工会連合会の機関紙等」を削り、同条第2項中「ならびに」を「並びに」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「及び第7条第2項」を削り、「見附市個人情報保護条例（平成11年見附市条例第21号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び見附市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年見附市条例第18号）」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

様式第1号中「平成」及び「印」を削り、「見附市長 様」を「（宛先）見附市長」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「平成」及び「印」を削り、「見附市長 様」を「(宛先)見附市長」に改め、同様式を様式第2号とし、様式第4号から様式第6号までを削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。